

第4章 ベトナムにおける資金調達の問題

はじめに——「ドイモイ」政策の狙いと前提条件

ベトナムの悲劇は、一九五四年七月のジュネーブ協定によりベトナムが「南北」に分割されたことに始まる。以来、北部ベトナムは「社会主義経済」を指向したのに対し、南部ベトナムは「自由主義経済」を指向した。七六年、政治的には南北が統一されたものの、経済的には南北のギャップが顕在化していく。統一後、中央集権的な計画経済システムを南部に適用したところ、四、五年も経過しない初期段階で行き詰まり、社会主義経済建設路線の修正を余儀なくされる。かくて八二年頃から、関係者間では「市場経済」移行の検討・準備が始められ、八六年の党大会において「ドイモイ」(刷新)が打ち出され、ベトナム経済再建の柱として公にされた。

「ドイモイ」を進める際に直面する基本的な問題として、党と政府との関係のあり方および私有権の承認という問題がある。ベトナムは政治的安定が経済再建の前提条件であることから、共産黨の「一党支配体制」を堅持していく考え(憲法上明記)であるが、党は「戦略(strategy)」を担当し、政府が「マネージメント」を担当するという分担を明確化することが必要である。一方、所有権については、土地の所有は認められないが、「使用権」と「譲渡権」は認められているので、経済活動上特に支障はない。しかし、中央計画指令型の社会主義経済に依存してきた北部ベトナムにおいては、法制度面の未整備が大きな問題である。ドイモイを促進するためにはハード面のインフラ(電力、通信、交通、港湾等)

の整備にとどまらず、ソフト面のインフラ（法制度面）を整備することが急務である。

また、南部ベトナムには資本主義の考え方やノウハウが残つており、生産設備も北部ベトナムに比較すれば新しく、ドイモイにより私的な経済活動が認められれば、南部ベトナムの経済が活性化するのは当然の帰結であり、外国企業による投資も約八割が南部ベトナムに集中している結果、南北間の経済格差が拡大する恐れがある。

本章では、ソフト・インフラ整備の重要性を指摘したうえで、資金供給面に焦点を当てて、ドイモイを成功させる条件を明らかにしたい。

第1節 ハード・インフラの現状とソフト・インフラ整備の重要性

1 ハード・インフラの現状

ベトナムのハード・インフラの現状を運輸（道路、鉄道、内陸輸送、港湾）、電力、通信の点からみると次のとおりである。

ベトナムの輸送手段としては、道路（一〇万五五〇〇キロメートル）、鉄道（二六〇〇キロメートル）、内陸輸送（一万九五〇〇キロメートル）、三大主要港（ハイフオン港、ダナン港、サイゴン港）、二大国際空港（ハノイ、ホーチミン）等が重要であるが、道路、鉄道とともに未発達であり、貨物の輸送は海上および河川によるものが取扱量全体の約八割以上を占めている。

（1）道路

ベトナムではまだ自動車が普及しておらず、朝夕のラッシュは自転車、オートバイが道路いっぱいに溢れ、ハノイ市内では信号機も少なく、自動車は警笛を鳴らしながら走っているのが現状である。

道路の総距離は一〇万五五〇〇キロメートルであり、このうち舗装道路は一万一〇〇〇キロメートル（一〇%）にすぎず、舗装状況は非常に悪い。

（2）鉄道

鉄道の総距離は二六〇〇キロメートルで、ほとんどが一メートルの狭軌であるほか、ハノイからホーチミンまでの南北一七二六キロメートルのベトナム統一鉄道（一九三五年完成）は現在も単線のままである。鉄道は戦争時に被害を被つており、修復が十分になされていない。また、車両自体も古く、動力車のうち約二割は蒸気機関車で残りはディーゼル機関車であるが、修理部品、施設等を欠いており、本格的な修理が緊急の課題となっている。

（3）内陸輸送・港湾

ベトナムの海岸線は三二六〇キロメートルに及び、海上輸送が重要な役割を果たしてきている。北

部のソンコイ川および南部のメコン川では小型船舶による輸送が発展しているが、三大主要港には大型船舶の接岸が不能であるほか、貨物取扱施設が古く稼働率も低く、拡張・整備が急務となつていて。例えば、海底油田の開発等で注目されているヴンタオ沖にはサイゴン港への入港のための沖待ち中の貨物船が多く見られる。ハイフォン港やサイゴン港は河川港であるため浚渫の問題があるので、将来的にはヴンタオ港やカイラン（中国との国境近辺）の深海港の整備が必要とされている。

電力

ベトナムの電力は、北部では第一電力公社、南部では第二電力公社、中部では第三電力公社がエネルギー省から独立して発電と供給を行なつて。従来、発電所は旧ソ連の援助により北部中心に設けられてきたが、代表例としては、ホアビン水力発電所（一九九五年完成時の最大出力は一九二〇メガワット）、ファライ火力発電所（四〇〇メガワット）等がある。一九九二年上半期の発電量は四八億二三〇〇万千瓦ワット時（前年同期比七・三%増）となつていて、一般的に北部では電力の余剰が生じているものの、南部では電力不足から停電が多く、製品コストの上昇にはね返る等、経済活動に大きな支障を來している。このため、南北経済格差の是正および失業対策（特に紛争終結とともに使う兵力の活用）等もあるて、現政権が命運をかけた大プロジェクト（北部の電力を南部へ運ぶ送電線プロジェクト、第3章参照）が進められている。また、設備稼働率の低さ、送電ロスの大きさ、電圧の違い（二二〇ボルトと一一〇ボルトの二本立）等の解決すべき問題点のほか、火力発電所の脱硫・防塵設備の不備による農作物への影響、水力発電所の発電能力が乾期と雨期で差が大きいこと等の問題がある。

通信関係はオーストラリアからの援助により急速に改善しつつある。国際電話は通信衛星の利用により日本とのダイレクトコールも可能となつてゐるが、国内電話は普及率も低く、通話状態は良くないほか、国内通信ネットワークは不備であり、ドイモイ実行に当たつても大きな支障となつてゐる。

2 ソフト・インフラ整備の重要性

過去五年間のドイモイ政策により、行政、銀行、貿易、投資の面で意識革命が起きたと言われている。

第一の改革は、資機材の所有や価格決定等が政府の手を離れたことである。従来は政府が資機材を所有していたが、これが民間企業の所有に移されたほか、国家計画委員会が決定していた価格は市場で決められるようになつた。

第二の改革は、銀行制度の改革である。従来、本来の意味での銀行はベトナムには存在しておらず、すべて国家計画委員会の指示に従つていた。そこで銀行を中央銀行と商業銀行に分け、前者はマネー・サプライ面を主として担当し、後者は融資等の一般銀行業務を担当することとしたが、銀行部門は経験不足もあつて、国際金融機関や西欧の銀行の指導を受けており、大々的な改革が必要である。

第三の改革は、貿易制度の改革である。従来、貿易省以外には誰も対外貿易を行なうことはできなか

かつたが、ドイモイ実施以降、地方政府や民間企業等も貿易に携わることができるようになった。

第四の改革は、外資導入に関する改革である。ドイモイ遂行上必要な資金を確保するために外資導入が不可欠であり、投資法を整備しつつ外資導入をはからうとしている。

残り少なくなった社会主義国の中で「市場経済」への移行が順調に進展しているベトナムではあるが、経済再建のための資金調達上、ソフト面のインフラのいつそうの整備が不可欠であり、かつ急務である。

第2節 ドイモイ遂行のための資金調達問題

ドイモイを遂行して市場経済・開放経済を達成するための最大の課題は、資金調達問題にある。ベトナム政府が必要な資金を調達し、全土にわたり市場経済の仕組みを構築できるかどうかについて、国内資金源と対外資金源に分けて見てみたい。

1 国内資金源

国家財政依存の限界（表4-1）

（1）歳入

一九七〇年代のベトナム経済は、中央政府が生産計画を策定し、それに基づいて原料、設備、資金等を供給するという社会主義工業化のシステムによつていた。しかし、必要な資金や原料等の不足から国営企業の操業率は五〇%以下となり、一方、中央の計画・政策によつて製品価格や賃金を抑えられていたため、国営企業は赤字経営を余儀なくされ、補助金制度によつて赤字補填を行なつていた。この傾向は八〇年代に入つていつそう悪化し、赤字補填を主因とする財政赤字は拡大の一途をたどつた。

当時の歳入の主要項目は国営企業からの「移転」（「上納金」とも言われる）であつた。これは、売上税、コモディティータックス、企業基金、政府による投資の減価償却等から構成され、歳入の約七割を占めていた。この移転額は、政府と国営企業の間における交渉（製品価格や税率等）によつて決められるため、当該企業の売上げや収益に基づいていないので安定的な歳入源とはなつていなかつた。

一九九〇年七月に税制改革が進められ、歳入面では、企業に対する売上税、利潤税、特別消費税、および天然資源税が導入された。また、九一年には、土地家屋使用税や高額所得者に対する個人所得税が導入され、税制改革を進めることにより国営企業からの「移転」の比率は低下傾向にある。

(2) 歳出

経常支出(利払を除く)の中で補助金の割合は約四〇%（一九八八年）であるが、そのうち約三分の二を占める消費者補助金は米、灯油、食料品等の公定価格を生産価格よりも低く維持するものであり、輸出補助金は過大な公定レートを維持するためのものであつたが、一九八八年央の価格構造調整や八八年から八九年にかけての公定レートの切下げの結果、八九年に同制度は廃止された。八九年初めに国営企業の賃金調整政策が採用され、従来の現金支給（約三分の一）と現物支給（補助金支給による財・サービス）の併用から現金支給に統一されたほか、政府職員や経常支出の削減を進めており、GDPに対する経常支出の割合は、八九年の一・二・二%から九一年には九・一%にまで減少している模様である。

資本支出は、一九八八年にはGDP比四%台から八九年には二%強の増加を示したが、財政赤字削減のため九年には四%以下に、九一年には二%強にまで削減された模様である。なお、この背景には、八九年から主要産

表4-1 ベトナム国家財政の歳入と歳出の推移

（単位：億ドン）

	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990
歳入	228	566	750	1,114	253	979	4,258	21,264	49,709	64,900
国内財源	177	403	588	961	190	837	3,823	17,582	38,989	53,200
上納金	137	300	418	681	147	604	2,848	11,849	23,923	34,200
税金	26	70	123	168	26	122	502	3,205	7,360	9,700
海外財源	51	163	162	153	64	142	435	3,682	10,719	11,700
歳出	269	612	780	1,154	346	1,208	5,149	28,397	66,712	80,900
資本支出	65	168	220	334	117	431	1,815	11,815	22,082	18,600
経常支出	192	424	525	782	216	759	3,291	16,228	37,236	53,120
財政収支	-41	-46	-30	-41	-93	-229	-892	-7,134	-17,003	-16,000

（注）1985年はNew Money。90年は推計。

（出所）Statistical Publishing House, *Economy of Vietnam : Reviews and Statistics*, Hanoi, 1992.

業を除くすべての国営企業は投資に必要な資金を自己資金または商業借入により賄うことになつたと
いう事情がある。

(3) 財政赤字とファイナンス

財政赤字の規模は、一九八八年には国営企業からの「移転」が急減した結果、対GDP比で六・九%にまで上昇したが、八九年には米の在庫積み増し等の資本支出の急増により六・六%にとどまり大幅削減にはいたらなかつた。しかし、九〇年および九一年には歳出削減を進めている結果、それぞれ四・一%、一・二%にまで減少している模様である。

従来、財政赤字のファイナンスは、中央銀行ファイナンス（主として紙幣増発）に約七割程度を依存し、残りは海外借入・援助（主として旧ソ連援助）に依存するという構造になつていていた。一九九一年から旧ソ連を中心とするコメコン体制の崩壊にともない、これら諸国からの援助が激減したため、今後、税収を中心とする歳入構造にもつていくことと、補助金の撤廃による歳出削減を実現することが最大の課題となつてゐる。

国家財政を圧迫している主因は国営企業の体质改善が遅れることにあり、財政赤字が続くかぎり経済のインフレ基調が改まらないことから、財政構造の改善が市場経済移行への大きなカギとなつてゐる。

金融面における方策

(1) 金融政策

一九八六年八八年に年率三〇〇%以上のインフレとなつた主因は、財政赤字および国営企業に対する過剰な銀行融資である。「M₂」(現金+要求預金+定期預金)で見ると、八八年の場合、対政府が二五%、対国営企業が六五%、対協同組合・民間が一〇%となつており、国営企業に対する貸付抑制がインフレ対策上重要な点であった。

一九八九年には反インフレ政策(金利引上げ、為替切下げ等)を採用、九〇年後半には金融引締策を強化、九一年には金融引締策をいつそう強化(商業銀行の現金保有上限を引き下げ、超過分を中央銀行に預金させた)している。

国営商業銀行の国営企業に対する融資は主として中長期貸付であるが、ほとんど返済が見込めない状況にあり、中央銀行は国営商業銀行に対して、返済延滞中の国営企業および赤字企業に対する新規融資を停止させた。しかし、財政面の資本支出の削減にともない、国営企業に対する銀行融資は増加する結果となつている。

(2) 金融制度

一九五四年のジュネーブ協定でインドシナ戦争は停戦となり、ベトナムは南北に分断されたが、当時から北部ベトナムの銀行はすべて国有化されたものの、南部ベトナムの銀行が国有化されたのは七五年のベトナム戦争終結以降である。

ベトナムは、一九八八年から金融改革に着手しているが、依然として未整備の状態にある。金融改革の重点は金融部門の自主管理機能の強化にあり、中央銀行の権限強化、国営銀行の再編、民間商業銀行の設立許可と外国為替業務への参入認可、外国銀行の業務展開の許可等である。九二年一一月、

首相の諮問機関として国家財政金融評議会が設置された。ファン・バイ・カイ副首相を議長とする同評議会は、財政・金融制度の整備、インフレ抑制、市場経済発展のための財政・金融・価格政策等について首相を補佐する組織である。

一九九二年一〇月、ベトナム外国貿易銀行 (VIETCOMBANK) は、社会主義国として初めてアジア銀行協会に加入し、国際金融界への参入を果たした。

なお、証券市場は未発達であり、國家協力投資委員会 (SCCI) によれば、二年後を日途に証券・資本市場を創設する目標をたてている。

(イ) 中央銀行 (State Bank of Vietnam)

一九八八年の銀行改革実施前の中央銀行 (＝ベトナム国家銀行、State Bank of Vietnam、一九七五年設立) は、「政府の金庫」的役割(主として通貨管理)を果たす銀行として機能していた。当時、中央銀行に従属する専門銀行として、外国貿易銀行 (一九六三年設立) や投資開発銀行 (一九五八年設立) が機能していた。八八年七月以降、ベトナムの銀行制度は中央銀行の機能と商業銀行の機能が明確に分割され、新設された二行 (商工銀行と農業開発銀行) を加えた四行でもって商業銀行の機能を分担することとなつた。その後、八九年三月に至り、外貨準備管理の機能がベトナム外国貿易銀行からベトナム国家銀行に委譲され、さらに九〇年一〇月施行の新銀行法により、ベトナム国家銀行の権限が強化され、公開市場操作、準備率と割引率操作等により金融部門の直接管理が可能となつた。

(ロ) 国営商業銀行

一九八八年までは、中央銀行のほかにベトナム外国貿易銀行 (Bank for Foreign Trade of Vietnam、輸

出入にかかる取引のファイナンス、外貨管理および外国為替管理を独立的に担当)と建設投資銀行(Bank for Construction and Investment of Vietnam)、公的プロジェクトおよび公的企業への長期資金融資を担当)の二つの国営銀行が金融管理を行なっていた。八八年七月に農業開発銀行(Bank for Agricultural Development)と商工銀行(Bank for Commerce and Industry)が新設され、ベトナム国家銀行がそれまで担当していた農業と商工業部門に対する金融業務を引き継いだ。八九年三月に外貨管理機能がベトナム国家銀行に委譲されたため、外国貿易銀行は貿易や送金に関する為替業務を中心に行なう商業銀行となり、所管官庁の許可を受ければ、一般的の商業銀行も為替業務を取り扱うことが可能となつたので、外国貿易銀行の独占権はなくなつた。九〇年一〇月に新銀行法が施行されたのにもない、国立銀行四行は、各自、農業銀行(Vietnam Bank of Agriculture)、商工銀行(Vietnam Industrial and Commercial Bank)、外国貿易銀行(Vietnam Bank for Trade)、投資開発銀行(Vietnam Bank of Investment and Development)に改称された。

(八) 民間銀行

上記の国営銀行以外に、次の四種の形態の民間銀行が存在する。

第一に、株式銀行(Shareholding Bank)で、中央銀行の支援により設立されるが、株式は中央銀行と民間株主が所有し、商業銀行の機能を有している。例えば、ホーチミン商業貿易銀行(Ho Chi Minh City Bank for Industry and Trade)、ベトナム輸出入銀行(Vietnam Export-Import Bank)、ハイフォン銀行(Bank of Hai Phong)、ハノイ住宅開発銀行(Housing Development Bank of Hanoi)等がある。

第二に、都市信用協同組合(Urban Credit Cooperative)で、主要都市(主として南部地域)にある信用協同組合である。

第三に、農村信用協同組合 (Rural Credit Cooperative) は、農業銀行の傘下にあり家計貯蓄を集める目的で設立されており、全土に約七五〇〇店存在する。

第四に、住宅銀行 (Housing Bank) は、住宅関連の目的のため設立された銀行である。

(ii) 外国銀行

金融改革にともない外国銀行の駐在員事務所の開設が認められ、フランスの外国貿易銀行 (Banque Française du Commerce Exterieur)、マハシヌエ銀行 (Banque Indosuez)、パニ国立銀行 (Banque Nationale de Paris)、クレディ・リヨネ (Credit Lyonnais)、ソシエテ・ジェネラル (Société Générale)、英国のスタンダード・チャータード銀行 (Standard Chartered Bank)、タイの軍人銀行 (Thai Military Bank) およびオーストラリアの ANZ Bank 等が駐在員事務所を開設している。

一九九〇年一一月には、国営商工銀行とインドネシアの Summa 銀行との間でベトナム初の合弁銀行であるインドビナ銀行 (Indovina Bank) 出資比率は五〇% 対五〇%、主として外国貿易関連業務を行なう) が設立され、九二年一月、投資開発銀行とマレーシアのペブリック・バンクとの間で合弁銀行 (Vip-Public Bank) も設立された。韓国や日本の民間銀行も進出を計画中と語られている。

また、一九九一年八月には外国銀行の支店開設に関する政令が公布され、九一年七月以降、インドスエズ銀行、フランス外国貿易銀行、パリ国立銀行のフランス系銀行三行とバンコク銀行がいづれもホーチミン市に支店を開設し、フランスのクレディ・リヨネ銀行がハノイ市に支店を開設した。

ベトナムの対外経済関係の活発化にともない、外国銀行の進出はいつそう積極的に推進され、邦銀の進出も近いと考えられるが、当面、フランスとタイの銀行が積極的にベトナム進出を進めている。

(3) 金利水準

ベトナムの金利は非常に高い水準で推移している。金融改革前の金利体系は、個人預金の金利は高かつたものの、法人預金の金利は低く、貸出金利も低く設定されていたが、一九八九年四月、中央銀行はインフレ対策の一環として金利を引き上げ、インフレを加味して実質金利がプラスになるよう設定された。その後、インフレの収束とともに、一時、金利は低下したが、九〇年後半から再びインフレが昂進し、九一年には旧ソ連や東欧諸国からの原料、資本財、消費財の供給が減少したこと、援助が大幅に削減されたこと等から、再度インフレ基調となり、金利上昇が懸念されており、国内における資金調達をますます困難にしつつある。

一九九一年七月現在の金利水準（年利%）は次のとおりである。

〈預金金利〉		〈貸出金利〉	
要求払（個人）	二五・二	農業	二五・二～二八・八
要求払（企業）	一〇・八	工業・運輸	二一・六～四四・四
三ヶ月（個人）	四二・〇	貿易・観光	三六
三ヶ月（企業）	二一・六		

2 対外資金源

対外資金源としては貿易黒字、海外投資、資金援助等が考えられるが、重要なのはハードカレンシーの獲得である。従来、旧ソ連に貿易、援助を依存していた時は、振替ルーブルによつていたが、当時はコメコン体制の枠組みの中につたので支障はなかつた。しかし、コメコン体制の崩壊とともに、ハーハードカレンシーによる貿易、援助がドイツ遂行上不可欠となつてゐる。

国家計画委員会（SPC）は、二〇〇〇年までに約一一〇億ドルの外資導入を計画している模様である（一九九二年一二月一六日付『日本経済新聞』）。これによれば、基幹産業八分野について、一九九二～九五年の中期、九六～二〇〇〇年の長期の二段階に分けて投資計画をた

表4-2 最近の10年間の輸出入貿易の動向

（単位：100万ルーブル・ドル）

	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991
総額										
輸出	527	617	650	699	789	854	1,038	1,946	2,404	1,970
輸入	1,472	1,527	1,745	1,857	2,155	2,455	2,757	2,566	2,752	2,239
収支	-945	-910	-1,095	-1,158	-1,366	-1,601	-1,719	-620	-348	-269
交換可能通貨建										
輸出	190	235	242	273	350	366	448	1,139	1,293	1,890
輸入	384	386	512	451	500	506	737	840	1,304	1,950
収支	-194	-151	-270	-178	-150	-140	-289	299	-11	-60
非交換可能通貨建										
輸出	337	381	408	426	439	488	591	808	1,112	80
輸入	1,088	1,141	1,233	1,406	1,656	1,949	2,020	1,726	1,448	290
収支	-751	-760	-825	-980	-1,217	-1,461	-1,429	-918	-336	-210

（注）1992年の輸出入額は「ベトナム共産党機関誌『ニャンザン』」（1992年3月20日）によれば、輸出は23～24億ドル（前年21億ドル）、輸入は24～25億ドル（前年22億ドル）と見込まれている。

ルーブル・ドルの定義については、第1章注（25）を参照。

（出所）表4-1に同じ。

ており、最大の外資導入分野は石油・天然ガス開発で、約七六億ドル（中期で三〇億ドル、長期で四六億ドル）の外資を期待している。

対外貿易の現状

(表4-2、表4-3、表4-4)

ベトナムの貿易は、「非交換可能通貨圏」と「交換可能通貨圏」に大きく分けられる。前者は、コメコン諸国からの援助供与に基づき政府間取決めによつて行なう貿易であり、石油・同製品、肥料等が中心となつてゐる。後者は、主として西側諸国との貿易であるが、当時、通商停止措置が採られていたためバーター

表4-3 相手先別輸出動向

(単位：100万ルーピル・ドル)

	1987	1988	1989	1990	1991
アジア地域	177(21)	213(20)	527(27)	1,041(43)	1,315(67)
日本	51	60	261	340	692
香港	50	65	79	243	190
シンガポール	57	61	71	195	161
タイ	0	1	15	52	69
韓国	4	7	25	27	57
台湾	-	0	4	29	51
中国	-	-	0	8	30
ヨーロッパ地域	498(58)	600(58)	876(45)	1,215(51)	274(14)
旧ソ連	335	397	549	920	192
旧西ドイツ	1	1	9	14	22
オランダ	0	0	0	6	16
北・中南米地域	12(1)	15(1)	17(1)	16(1)	7(0)
北米	1	0	4	4	2
キューバ	11	15	13	11	4
アフリカ地域	-(-)	2(0)	0(0)	4(0)	13(1)
アルジェリア	-	2	0	4	13
大洋州地域	5(1)	4(0)	1(0)	8(0)	17(1)
その他共計	854(100)	1,038(100)	1,946(100)	2,404(100)	1,970(100)

(注) カッコ内は、全体に占める割合、パーセンテージ表示。

(出所) General Statistical Office, *Economy & Trade of Vietnam 1986-1991*.

取引が主体であつた（後者貿易量の約三分の一相当がパートナー取引）。一九八六年以降、コメコン諸国が対ベトナム援助の段階的な削減を発表したこと、八八年以降自由化政策が実施されたこと等にともない、従来五〇%以下であった交換可能通貨圏との貿易は、九一年には約九〇%にまで増加している。

ベトナムにとつて旧ソ連援助の削減やコメコン体制の崩壊の影響として、優遇価格での輸入が減少したこと、ソフト条件による援助が減少したこと、国際競争力の欠如から対コメコン輸出の半分は国際市場で通用しないこと等が予想され、一九九一年はベトナムにとって最悪の年になると想われていたが、石油、米等の輸出を中心に予想以上に西側諸国との貿易を拡大している。

一九八〇年当時、非交換可能通貨圏との貿易は、輸出が二億二六〇〇万振替ルーピル、

表4-4 相手先別輸入動向

(単位：100万ルーピル・ドル)

	1987	1988	1989	1990	1991
ア ブ ダ イ 地 域	210(9)	246(9)	289(11)	1,009(37)	1,289(59)
シ ン ガ ポ ール	24	36	41	497	688
香 港	35	31	103	197	182
日 本	103	139	106	169	136
韓 国	7	4	16	53	130
ヨーロッパ地域	2,001(82)	2,138(78)	1,788(70)	1,604(58)	647(29)
旧 ソ 連	1,728	1,801	1,533	1,211	347
旧 東 ド イ ツ	56	60	68	98	-
北・中南米地域	9(0)	10(0)	10(0)	12(0)	11(1)
米 国	0	2	-	1	1
ア フ リ カ 地 域	-(-)	1(0)	2(0)	2(0)	2(0)
大洋州地域	11(0)	3(0)	11(0)	11(0)	10(0)
そ の 他 共 計	2,455(100)	2,757(100)	2,566(100)	2,752(100)	2,194(100)

(注) カッコ内は、全体に占める割合、パーセンテージ表示。

(出所) 表4-3と同じ。

輸入が七億五五〇〇万振替ルーブルで、収支は五億二九〇〇万振替ルーブルの赤字を記録したが、これに対して、交換可能通貨圏との貿易は、輸出が一億一三〇〇万ドル、輸入が五億五九〇〇万ドルで、収支は四億四六〇〇万ドルの赤字であり、非交換可能通貨圏との貿易が主体であった。九一年の実績でみると、非交換可能通貨圏との貿易は、輸出が八〇〇〇万振替ルーブル、輸入が二億九〇〇〇万振替ルーブル、貿易赤字は二億一〇〇〇万振替ルーブルに減少し、交換可能通貨圏の貿易は、輸出が一八億九〇〇〇万ドル、輸入が一九億五〇〇〇万ドル、貿易赤字は六〇〇〇万ドルとなり、西側諸国との貿易が拡大したものの、貿易赤字は大幅に改善しているのが注目される。

対外貿易の基本的な特徴としては、コメコン諸国および西側諸国のはずれに対しても貿易基調が赤字であることである（最近の例外は一九八九年の西側諸国との貿易のみが黒字を記録した）。貿易赤字は、一九八八年の一七億ルーブル・ドルをピークにして、九一年には三億ルーブル・ドルまで改善しており、かつ交換可能通貨圏との貿易の比重が順調に拡大している。なお、八八年に中国とベトナムとの国境が開放されたのにともない、国境貿易が急増している模様であるが、正確な統計は発表されていない。

海外直接投資の現状

(1) 現 状

経済再建のためには巨額の資金が必要となるが、国内における資金調達は難しいこと、対外借入は債務負担につながることから、海外直接投資が最も望ましい資金源として考えられており、ベトナム政府は外資導入を積極的に推進するため、関連法令の整備を行なっている。現行の外資法および関連

政令は、世界的に見ても比較的整備されたものと言えよう。
 外資法整備以降の海外直接投資に関する許可実績は、一九九二年一〇月一五日までの累計で五〇一

表4-5 ベトナムに対する国別直接投資実績
 (1992年10月15日現在)

	件 数	投 資 額 (100万米ドル)	1 件当り投資額 (100万米ドル)
台 湾	62	788(20)	12.7
香 港	119	599(15)	5.0
フ ラ ン ス	36	465(12)	12.9
オーストラリア	26	308(8)	11.9
日 本	29	305(8)	10.5
英 国	14	286(7)	20.4
オ ラ ン ダ	6	269(7)	44.8
旧 ソ 連	41	176(4)	4.3
韓 国	18	153(4)	8.5
そ の 他	150	622(16)	4.1
合 計	501	3,971(100)	7.9

(注) カッコ内は、全体に占める割合、パーセンテージ表示。
 (出所) SCCI資料。

表4-6 ベトナムに対する業種別海外直接投資実績
 (1992年10月15日現在)

	件 数	投 資 額 (100万米ドル)	構 成 比 (%)	
			件 数	投資額
工 業	264	1,198	52.6	30.2
石 油 ・ ガ ス	21	1,032	4.2	26.0
農 林 業	21	262	4.2	6.6
養 殖	38	204	7.6	5.1
運輸・通信・郵便	16	176	3.2	4.4
観 光 ・ ホ テ ル	55	754	11.0	19.0
サ ー ビ ス	68	217	13.5	5.5
金 融 ・ 銀 行	9	110	1.8	2.8
そ の 他	10	18	2.0	0.4
合 計	501	3,971	100.0	100.0

(注) 件数は原表どおり。ただし各セクター別の件数の合計は実際には502件となる。

(出所) 表4-5と同じ。

件、三九億七一〇六万ドルに達している。

国別内訳では、台湾が七億八八三四万ドル（二〇%）、香港が五億九九四〇万ドル（一五%）、フランスが四億六四九七万ドル（一二%）となつており、この三カ国で全体の約半分を占め、日本は三億〇四九七万ドル（八%）にすぎない（表4-5）。

業種別内訳によれば、工業が一一億九八〇〇万ドル（三〇%）、石油・ガスが一〇億三二三〇万ドル（二六%）、観光・ホテルが七億五三五二万ドル（一九%）の順で、この三業種で全体の四分の三を占めている（表4-6）。

一九九二年一二月に米国政府は経済制裁の一部を緩和し、米国企業が対ベトナム取引の契約を締結すること等を認めた。米国企業の対ベトナム進出計画は活発に進められており、香港米商工会議所、カリフォルニア州東南アジア貿易協会、コネチカット州等の経済視察団のベトナム訪問が相次いでいる。九二年一一月三〇日付『日本経済新聞』によれば、モービル、テキサコ、エクソン、コノコ（石油）、AT&T、モトローラ（通信）、ゼネラル・エレクトリック（電機）、ゼネラル・モーターズ（自動車）、ボーイング（航空機）、キャタピラー（建設機械）、ペプシ、コカコーラ（食品）、シティバンク、バンク・オブ・アメリカ、アメリカン・エキスプレス（金融）等がベトナム進出を計画中と報じられている。

(2) 外資受入制度の問題点

一九八七年一二月に新外資法が、八八年九月に同法の施行細則がそれぞれ制定され、その後一部改正を経て現在に至っている。

出資比率については、外国出資者の出資比率は新設企業(ベトナム法人)の資本金の三〇%以上となつていて、なお、外国企業による一〇〇%出資も可能である(ただし、支店設置は銀行を除いて不可)。

出資形態としては、(1)契約による事業協力(ベトナム法人格をもたない)、(2)合弁事業、(3)一〇〇%外資企業の三形態がある。

投資奨励分野としては、(1)五カ年計画における重要分野、輸出指向型製品・輸入代替品の生産、(2)先端技術の利用、熟練労働者の活用、潜在する資源の開発、(3)国内原料・天然資源を使用する労働集約的生産、(4)インフラ・設備の建設、(5)観光、船舶修理、空港、海港等の外貨獲得サービスがあげられている。

また、閣僚評議会議長の認可が必要な分野は、(1)爆発物、毒物の製造・取引、(2)希少かつ高価な鉱物資源の採掘、(3)大規模な電気と水の製造・供給、(4)通信設備の製造、郵便、ラジオ、テレビ放送、出版、(5)海上および航空輸送、(6)輸出入、(7)国際観光業等である。

投資期間については、外資企業の存続期間は、従来二十年以内(例外延長可)であつたが、一九九二年一二月の法改正により、原則五十年(例外延長可)に延長された。

投資手続としては、外国投資家は国家投資協力委員会に許可申請を行なう。

ところで、国家投資協力委員会(State Committee for Cooperation and Investment, 略称SCCI)とは、海

外からの投資に関する唯一の窓口機関であり、同機関の任務は、(1)合弁・事業協力の契約段階における助言指導、(2)投資申請の許可、(3)外国投資家に対する優遇措置の決定、(4)投資事業活動の監視と経済的分析等である。同機関の本部はハノイ市、支部はホーチミン市にあり、内部に外国投資の申請許可が円滑にいくように投資契約センター（Investment Transaction Center, 略称 ITC）を設け、原則として投資申請を受け付けた後三ヵ月以内に結論を出すことになっている。

投資保証としては、外資企業は没収または接収されることはなく、国有化されることもない。また、所定の税金支払後の利益・資本の対外送金も保証されている。ただし、送金額が投資額を超過する場合には国家投資協力委員会の許可が必要となる。

政府は輸出促進の観点から、ダナン、ハイフォン、ホーチミンに輸出加工区を設置することとし、一九九一年一〇月、ホーチミンに最初の輸出加工区として「サイゴン輸出加工区(Saigon Export Processing Zone)」の設置が決定されたが、同地区はゴム園として利用されているところであるため、インフラ（整地、電気、下水道、道路等）の整備が必要である。

対外借入

(1) 対外債務の現状（表4-7）

ベトナム政府の公式発表によれば、一九九一年末の対外債務残高は一三五億ルーブル・ドルとなつており、期間別の内訳は、中長期分が一二四億ルーブル・ドル（九二%）、短期分が一一億ルーブル・ドル（八%）となっている。一方、IMFの資料によれば、九一年末の対外債務残高は八五億ドルと推定

されている（非交換可能通貨建債務の換算レートは一ドル＝一・四ルーブルを適用）。

交換可能通貨および非交換可能通貨別の内訳については、ベトナム政府側の発表はないため、IMFの資料（ただし一九九〇年末の数字）によると、交換可能通貨建の債務は三七億ドル、非交換可能通貨建の債務一〇九億振替ルーブルとなっている。

交換可能通貨建の債務の債権者別内訳は、国際金融機関が八%、公的債権者が四五%，民間債権者が二八%，短期債務が一九%という構成になつており、国別では、日本が二〇%で第一位、以下イラク一一%、アルジエリア七%の順となつていて。非交換可能通貨建の債務のうち九八億振替ルーブル（九〇%）は旧ソ連に対するものである。

(2) ベトナムに対する西側・中国の経済援助停止

同国向け経済援助は、一九六四年以降、次のような経過で停止状態にある。

一九六四年——米国は、トンキン湾事件（北ベトナム軍の米艦隊攻撃）を契機に、北ベトナム（当時）を対象とした経済制裁を実施した。

一九七五年——米国は、サイゴン陥落にともない、経済制裁の対象をベトナム全土に拡大し、現在まで継続中である。

表4-7 ベトナムの对外債務残高

(単位：100万米ドル)

	1986	1987	1988	1989	1990
中長期	10,898	13,832	14,546	15,045	16,207
短 期	370	452	545	527	1,202
I M F	144	167	158	108	112
計	11,412	14,451	15,249	15,680	17,521

(注) OECD諸国以外の債権も含む。

IMFローンは中長期の項目に含まれる。

(出所) OECD, *Financing and External Debt of Developing Countries*.

一九七八～七九年――ベトナム軍のカンボジア侵攻、中国・ベトナム戦争の勃発等により、西欧諸国、中国、国際金融機関は経済援助を停止した。

一九七八年以降――日本とベトナムの関係も全面的に停滞した。

(3) 対ベトナム援助の必要性と米国の対ベトナム経済制裁問題

一九九一年以降のベトナム経済は、ドイモイを遂行する上で、旧ソ連・東欧諸国との貿易決済方式の変更（ループルや現物決済からハードカレンシー決済に変更）および旧ソ連からの資金援助の減少という基本的な問題に直面した。この結果、ベトナムとしては、これらに代わる資金協力源を国際金融機関や西側諸国に依存せざるを得ない状況に追い込まれた。一方、ベトナムにおけるドイモイ政策の成功は、インドシナ地域の安定のためのみならず、広くアジア地域の経済安定のためにも不可欠であることがら、ベトナムに対する金融支援の必要性が高まつてゐる。

現在、対ベトナム支援上最大の問題は、米国が、一九七五年のサイゴン陥落以降、ベトナムとの国交を断絶し、経済制裁を継続していることである。九一年四月、米国は対ベトナム国交正常化のための「四段階ロードマップ」(4-stage roadmap)を提示したが、現時点は第二段階から第三段階に移りつつあるところである。

四段階提案の概要是次のとおりである。

第一段階＝カンボジア和平協定調印、米越関係の正常化協議開始、米国人の観光訪越許可。

第二段階＝カンボジア停戦発効、国連の停戦監視軍派遣、国連による暫定行政機構(UNTAG)の始動、米高官のハノイ派遣、ベトナム側における戦争捕虜／行方不明兵(POW/MIA)

調査への協力、米ビジネスマンの訪越許可。

第三段階＝カンボジアでの国連平和活動の開始から最低六ヶ月が経過していること、経済制裁の全面解除、外交代表部の相互開設。国際機関の対越援助再開に関する米国の承認。

第四段階＝カンボジア総選挙実施、米・ベトナム間の国交正常化、国際機関等の対越援助促進。
一九九二年一二月、米国は経済制裁措置の一部緩和を発表した。具体的には、次のような場合には外資導入を許可しようというものである。

- (イ) 将来の制裁措置を見越して契約調印を行なうこと（本契約は制裁の完全解除後に履行される）。
- (ロ) ベトナムにおいて事務所を開設すること（従業員を含む）。

(ハ) 企業化調査（フィージビリティ調査）を行なうこと。

今回の経済制裁措置の一部緩和は一時しのぎの措置であり、米国企業の活動面から見て、経済制裁の完全解除は近いというのが一般的な見方である。解除の契機として考えられるのは、一九九三年五月に予定されているカンボジアの総選挙時ないし同年九月の対ベトナム制裁の更新時であり、この間に制裁解除が実施されるものと期待されている。なお、議会や政府内には根強いベトナム・アレルギーがあり、行方不明米兵の問題が完全に解決しなければベトナムとの国交回復はあり得ないとの見方もある。

(4) 国際金融機関および主要各国の援助状況

① 国際金融機関

ベトナムはIMFに対して約一億SDR（約一億四〇〇〇万米ドル）の支払遅延を有しており、これが

完済されないかぎり、IMFからの新規融資が再開されないばかりでなく、西側諸国からの支援が得られない。一九八九年からベトナムはIMFに対する延滞債務の一部返済（累計五四〇〇万SDR）を再開しているが、未払債務問題の解消のため、フランス等が中心となつてブリッジ・ローンを供与することが検討されている模様である。なお、九三年一月、IMFはハノイに事務所を開設しており、これら本格的にベトナムの中期経済計画の策定指導や同国向け融資問題に取り組むものと期待されている。世銀グループについては、国際開発協会（IDA）は五九〇〇万ドルの債権を有しているが、国際復興開発銀行（IBRD）および国際金融公社（IFC）は、投融資残高がない。アジア開発銀行（ADB）に対しても、二二〇〇万ドルの債務残高（一九九一年末）を有している。

なお、国際金融機関の場合、融資決定に当たっては米国の意向に大きく左右される傾向にあるため、米国の対ベトナム姿勢に注目する必要がある。

② 主要国の動き（表4-8）

米国の対応については、既述のとおり、一部緩和の方針にあり、経済制裁の完全解除も近いとみられる。

表4-8 ベトナムに対する公的資金の流入状況
(単位: 100万米ドル)

	1987	1988	1989	1990	1991
(a) DAC諸国	34	97	83	105	167
スウェーデン	38	54	34	54	57
フィンランド	12	12	12	16	18
旧西ドイツ	3	6	6	20	40
フランス	-4	18	1	17	21
オランダ	2	2	1	2	0
日本	-6	1	19	-8	-3
他DAC諸国	-10	4	10	5	34
(b)国際機関	50	64	48	82	83
UNDP	16	21	19	34	35
UNICEF	6	7	11	10	10
その他	28	36	19	37	40
(c) OPEC諸国	0	-1	7	0	-
合計(a+b+c)	83	160	138	187	250

(注) 本表は「ディスパース額(ネット)」である。

(出所) OECD, *Geographical Distribution of Financial Flows to Developing Countries*.

西欧諸国からの公的資金の流れを見ると、スウェーデンからの資金流入が最も多く、フィンランド、旧西ドイツ、フランスが続いている。最近の対ベトナム支援状況をみると、フランスが一億八〇〇〇万フラン、ドイツが四九〇〇万マルク、イタリアが一〇八〇億リラ（八四〇〇万ドル相当）、スウェーデンが三億クロノ、フィンランドが五〇〇〇万マルカ（一〇〇〇万ドル相当）の支援を表明している。対象は、インフラ、公衆衛生、上水道、環境、工業支援等である。各国からの支援体制が整うには、ベトナムがIMFとの関係を正常化し、公的債権に関しパリクラブでリスクジュールの合意をとることが必要である。

③ 日本のベトナムに対する対応

外務省発行の「政府開発援助（一九九二年）」によれば、日本のベトナムに対するこれまでの援助は次の三つの時期に分けられる。

第一期＝ベトナム統一前の旧南ベトナムに対する援助を行なった時期。この時期には発電所に対するプロジェクト借款、商品借款等三〇四億円の有償資金協力、チヨウライ病院等に対する二二一億円の無償資金協力等を行なっている。

第二期＝一九七五年のハノイにおける大使館開設以降ベトナム統一を経て七八年一二月のカンボジア侵攻までの期間。経済復興と発展のための無償援助を合計一七五億円供与したほか、七八年度には一〇〇億円の商品借款を供与した。

第三期＝一九七八年一二月のカンボジア侵攻以降の時期。ベトナムに対する援助は、人道上必要な医療、災害援助および文化・学術面における協力を除き、実施を見合わせてきたが、

九二年度より技術協力が拡大され、また九二年七月には、過去に日本が無償資金協力および技術協力を実施したもの、その後の維持管理費の不足等により設備が機能不全に陥っていた、チヨウライ病院の改修計画に対しても八・四億円の無償資金協力を実行なった。一九九二年一月、日本政府は「対越経済協力政府調査団」（団長：川上外務省経済協力局長）を派遣し、債権債務に係わる過去の問題の処理を行ない、政府レベルの援助を本格的に再開する準備を行なった結果、同年一一月、既存円借款の返済遅延問題の解消とともに、円借款（四五五億円＝三・八億ドル相当）が商品借款（金利は年一・〇%、期間は据置十年を含む三十年）として供与されることとなつた。

また、通産省の対ベトナム貿易保険債権は約一億ドル相当が延滞となつていたが、一九九二年二月に返済繰延に関する協定が調印され、その後返済は予定どおり実行されている。いまだリスクケジュールに基づく返済実行額は少額であるが、返済パフォーマンスが良好であること、米国の経済制裁解除も近いと期待されること等から、貿易保険の再開および日本輸出入銀行による融資再開も近いものと期待されている。

（5）対ベトナム援助国際会議開催の動き

ベトナムに対する国際金融機関や主要援助国による初めての対ベトナム支援国際会議の開催が計画され、その準備のための協定が、ベトナム政府と国連開発計画（UNDP）との間で一九九三年一月一八日に調印された。七五年のベトナム戦争終結後初めての国際会議（ベトナム、UNDP、世界銀行の共催）であり、九三年九月頃、ジュネーブでの開催が予定されている。この会議は、ベトナム政府が経済開発計画と優先プロジェクト等について説明し、各国際機関や各国がベトナムに対する支援策を協議す

るものである。

ベトナムが国際金融機関の指導に基づき作成した経済改革を着実に実行するとともに、国際金融機関に対する返済遅延問題を解消する努力を進め、上記の国際支援会議が開催されるとともに、ベトナムに対する国際的な支援体制が整うこととなる。

注(1) 一九九三年一月二二日、クリフトン・ウォートン次期米国務副長官は上院外交委員会で証言し、ブッシュ前政権による国交正常化の条件が前提となると強調し、(1)行方不明米兵の資料の無条件提供と資料へのアクセスの自由、(2)カンボジア和平問題への協力、(3)ベトナム戦争後に設けた再教育キャンプの完全撤廃という前政権の路線を堅持する考え方を明らかにした。